

ジャガイモシロシストセンチュウ再発防止対策指導要領

〔 令和2年4月 23日付け2消安第 401号
農林水産省消費・安全局長通知 〕

改正履歴

令和3年1月 12日付け2消安第 4283号 一部改正
令和7年4月 4日付け7消安第 9号 一部改正

第1 趣旨

ジャガイモシロシストセンチュウ（以下「G p」という。）については、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令（農林水産省令第 61号。以下「省令」という。）により、北海道内において緊急防除を実施しているところである。G pの発生が確認されたほ場のうち、防除対策によりG pの密度が十分に低下したほ場（以下「検出限界以下ほ場」という。）では、省令第3条の規定により、作付けの禁止措置が解除されるが、今後は、これらのほ場でG pを再発させないための取組を、当該ほ場の所有者又は管理者が将来にわたって実施することが重要となる。このため、検出限界以下ほ場でのG pの再発を防止することを目的として、都道府県、市町村又は農業者団体は、検出限界以下ほ場の所有者又は管理者に対して、本要領の定めるところにより、G p再発防止対策の指導を実施するものとする。

第2 防除指導

1 都道府県等による防除指導

- （1）都道府県、市町村又は農業者団体は、植物防疫所と連携し、検出限界以下ほ場のうち、省令第2条の緊急防除を行う区域（以下「防除区域」という。）内に存するほ場の所有者又は管理者に対して、「ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除の実施について」（平成28年9月26日付け28消安第2731号農林水産省消費・安全局長通知。以下「局長通知」という。）第12により、指導を行う。
- （2）防除区域から除外された地域においては、都道府県、市町村又は農業者団体は、植物防疫所と連携し、検出限界以下ほ場の所有者又は管理者に対して、以下の指導を行う。
 - ア 検出限界以下ほ場から車両、農機具等を移動する際は、土の付着がないことを確認することにより、土の飛散防止を図ること。なお、車両、農機具等を洗浄する場合は、その過程で生じた排水が検出限界以下ほ場以外に流出しないよう留意すること。
 - イ 第4の2の（1）に該当するものを検出限界以下ほ場から移動する際は、アに準じて土の飛散防止を図ること。
 - ウ 第4の2の（1）に該当するもの、車両、農機具等にG pが付着し、又は付着しているおそれがあると認めた場合は、速やかに、植物防疫所にその旨

を報告すること。

エ 検出限界以下ほ場において、なす科植物の栽培を行う場合は、G p に対して相当の抵抗性を有していると認められる品種を選択するとともに、なす科植物以外の植物を組み合わせ、3年以上の輪作体系を組み、なす科植物の連作を行わないようにすること。

オ なす科植物の地下部がほ場内に残存しないよう収穫時の除去を徹底すること。

カ 検出限界以下ほ場において植物を栽培する場合にあつては、その栽培前に、圧雪により土壌を凍結させる処理を実施すること等により、前年度以前にほ場内に残存したなす科植物の地下部の除去を徹底すること。

キ 検出限界以下ほ場において植物を栽培する場合であつて、その栽培期間中に前年度以前に栽培されたなす科植物の地下部等から生育してきたなす科植物があつた場合は、その除去を徹底すること。

2 G p 再発防止対策の実施計画

(1) 検出限界以下ほ場の所有者又は管理者は、1の防除指導の内容を踏まえ、当該ほ場における3年以上の輪作体系について、G p の再発防止対策の実施計画（以下「再発防止計画」という。）を作成し、次のいずれかに提出すること。

ア 当該ほ場の所在地又は当該ほ場の所有者若しくは管理者の居住地を管轄する市町村

イ 当該ほ場の所有者又は管理者が所属する農業者団体

(2) 市町村又は農業者団体は、検出限界以下ほ場の所有者又は管理者から提出された再発防止計画を別記様式第1号にとりまとめ、植物防疫官によりG p の密度が検出限界以下となったことが確認されてから最初の6月末までに、都道府県を経由して、植物防疫所に提出すること。

(3) 市町村又は農業者団体は、イで提出した再発防止計画に変更が生じた場合は、作付けをする前年度末までに、都道府県を経由して、植物防疫所に報告すること。ただし、初年度における変更については、変更した後速やかに、都道府県を経由して、植物防疫所に提出すること。

第3 植物防疫官による調査

1 調査の実施

(1) 植物防疫官又は植物防疫員は、検出限界以下ほ場において、以下を調査する。

ア 提出された再発防止計画のとおり、G p を再発させないための対策が適切に実施されていること。

イ 土壌検診を実施し、G p が検出されないこと。

なお、土壌検診は、輪作体系の中で実施したG p を再発させないための対策の効果を確認するために実施するものであることから、検出限界以下ほ場ごとの

輪作体系を踏まえつつ、原則、検出限界以下となってから３年目以降に実施する。

(２) 植物防疫官又は植物防疫員による調査の方法は、植物防疫所長が別途定めるものとする。

(３) 植物防疫官又は植物防疫員による調査は、(１)のＡ及びＢの両方が確認できたほ場から順次終了する。

２ 調査結果の通知

(１) 土壌検診結果の通知

植物防疫官は、１の(１)のイの土壌検診を実施した場合、その結果を記載した検出限界以下ほ場における土壌検診結果通知書(別記様式第２号)を当該土壌検診を実施したほ場の所有者又は管理者並びに都道府県、市町村及び農業者団体の担当者に交付する。

(２) 調査結果の通知

植物防疫官は、１の調査が全て終了した場合、その結果を記載した検出限界以下ほ場における調査結果通知書(別記様式第３号)を当該調査を実施したほ場の所有者又は管理者並びに都道府県、市町村及び農業者団体の担当者に交付する。

３ 調査結果の報告

検出限界以下ほ場の所在地を管轄する植物防疫所長は、２の(２)の通知を行った年度ごとにその結果を取りまとめ、各年度末までに別記様式第４号により植物防疫課長に報告する。

第４ 生産物の取扱い

１ 防除区域内においては、２の(１)に掲げるもの(以下「確認対象植物」という。)及びその容器包装を防除区域以外の地域へ移動させようとする者は、省令第５条第１項の規定により、植物防疫官による検査を受けなければならない。

２ 防除区域から除外された地域においては、確認対象植物及びその容器包装を検出限界以下ほ場から移動させようとする者は、第３の調査が終了するまでの間、(２)により植物防疫官又は植物防疫員による確認を受けるものとする。

(１) 確認対象植物

ア 検出限界以下ほ場で生産されたなす科植物の生塊茎等の地下部

イ 検出限界以下ほ場で生産されたなす科植物以外の植物の地下部のうち土の付着したもの

ウ 検出限界以下ほ場以外のほ場で生産された植物の地下部であって、検出限界以下ほ場で生産された植物の地下部のうち土の付着したものと混在したもの

(２) 確認の実施

ア 確認の申請

植物防疫官は、確認対象植物及びその容器包装（以下「確認対象植物等」という。）の確認を受けようとする者に対し、当該確認を受けようとする日の2日前までに、検出限界以下ほ場の所在地を管轄する植物防疫所に確認申請書（別記様式第5号）を提出するよう要請する。なお、確認の申請は、農業者団体を經由して行うことができる。

イ 確認の期日及び場所

植物防疫官は、確認を申請した者に対し、確認の期日及び場所を通知する。

ウ 確認の実施

（ア）加工工場又は選果場（以下「加工工場等」という。）に搬入される確認対象植物等

植物防疫官又は植物防疫員は、確認の申請に係る確認対象植物等について、次に掲げる措置が確実に講じられるものであると認められることを確認する。なお、bが適切に行われることの植物防疫官による確認は、確認対象植物等を運搬する車両のおおむね10%以上を確認することにより行うものとする。

a 確認の申請に係る確認対象植物の全量及びその容器包装が、次に掲げることが確実に実施されると認められる加工工場等に搬入されること。

（a）確認の申請に係る確認対象植物の残さ及び当該確認対象植物の容器包装が適切に処分されること。

（b）確認の申請に係る確認対象植物等に付着した土について、加工工場等の敷地外に飛散しないための管理が適切に行われること。

（c）確認対象植物の洗浄等の過程で生じた排水について、G pが加工工場等の敷地外に分散しないための管理が適切に行われること。

b 加工工場等への搬入に使用する車両は、車体及びタイヤに付着した土を洗浄等により除去すること、密閉型コンテナを使用すること、荷台を幌で覆うこと等により、その移動中に土の飛散や荷口の落下が起きないための管理が適切に行われること。

（イ）加工工場等に搬入されない確認対象植物等

植物防疫官又は植物防疫員は、確認の申請に係る確認対象植物等について、G pが付着していないことを確認する。なお、植物防疫官による確認は、抽出（当該確認対象植物等の数量のおおむね2%以上）により行っても差し支えない。

エ 確認対象植物等確認結果通知書の交付及び移動検査合格証印の表示

植物防疫官は、ウの結果、G pのまん延を防止するための適切な措置が講じられていると認めた場合は、当該確認対象植物等に係る確認申請書を提出した者に対し、確認対象植物等確認結果通知書（別記様式第6号）を交付し、当該確認対象植物又はその容器包装に植物検疫確認済印（別記様式第7号）を表示する。

なお、確認結果通知書の交付は、農業者団体等を經由して行うことができる。

（3）確認実績の報告

検出限界以下ほ場の所在地を管轄する植物防疫所長は、年度ごとに、確認対象

植物等の確認実績を取りまとめ、翌年度の４月末までに別記様式第８号により植物防疫課長に報告する。

(４) その他

植物防疫官及び植物防疫員は、確認対象植物等がG p のまん延防止対策が適切にとられずに移動されたことを確認した場合は、当該移動制限植物及びその容器包装の所有者又は管理者に対し、速やかにG p のまん延防止措置を講じるよう要請する。

ジャガイモシロシストセンチュウの再発防止対策の実施計画

〇〇植物防疫所（支所又は出張所）長 殿

市町村又は農業者団体名：

下記のとおり、ジャガイモシロシストセンチュウの再発防止対策の実施計画を提出します。

ほ場 番号	枝番号	ほ場所在地	ほ場面積 (ha)	生産者氏名	営農計画						備考
					〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	

（記載注意）

- 1 ほ場を複数の筆に分割して輪作を実施している場合は、それぞれ枝番号に分けて記入すること。
- 2 馬鈴しょを栽培する場合は、栽培する品種名を併記すること。
- 3 備考欄には、実施する野良生え対策の内容を記入すること。
- 4 対抗植物を栽培する場合、「対抗植物」と記載すること。また、秋小麦収穫後に対抗植物を栽培する場合、1段目に栽培する植物名、2段目に「対抗植物」と記載すること。

ジャガイモシロシストセンチュウの検出限界以下ほ場における土壌検診結果通知書

〇〇 〇〇 殿

〇〇植物防疫所（〇〇支所又は出張所）
植物防疫官 氏 名

ジャガイモシロシストセンチュウ再発防止対策指導要領（令和2年4月23日付け2消安第401号、農林水産省消費・安全局長通知）の規定による土壌検診の結果を下記のとおり通知します。

記

ほ場 番号	氏名	ほ場所在地	ほ場面積 (ha)	G p 検出 の有無	G p 抵抗性品種 栽培の有無

※G p はジャガイモシロシストセンチュウを指す。

番号
年月日

○○ ○○ 殿

〇〇植物防疫所（〇〇支所又は出張所）
植物防疫官 氏 名

下記のは場における、ジャガイモシロシストセンチュウ再発防止対策指導要領（令和2年4月23日付け2消安第401号、農林水産省消費・安全局長通知）の規定による調査を終了したことを通知します。

[illegible]

別記様式第4号（第3関係）

年 月 日

ジャガイモシロシストセンチュウの検出限界以下ほ場における調査結果報告書(〇〇年度)

〇〇植物防疫(事務)所

[illegible]

別記様式第5号（第4関係）

確認申請書

下記のとおり移動したいので確認をお願いします。

住所
氏名

年月日
〇〇植物防疫所（〇〇支所又は出張所）植物防疫官 殿

移動予定年月日				
移動前の管理場所				
移動後の利用場所				
荷送人の住所及び氏名				
荷受人の住所及び氏名				
容器包装の種類				
植物の種類	梱数	数量	産地	備考
		kg		

別記様式第 6 号（第 4 関係）

第 号

確認対象植物等確認確認結果通知書

年 月 日

〇〇植物防疫所（〇〇支所又は出張所）
植物防疫官 氏名

下記の〇〇は、「ジャガイモシロシストセンチュウ再発防止対策指導要領」（令和 2 年 4 月 23 日付け 2 消安第 401 号、農林水産省消費・安全局長通知）第 4 の確認を実施し、問題がないことを確認したのでお知らせします。

植物の種類、梱数及び数量

容器包装の種類

荷送人の住所及び氏名

荷受人の住所及び氏名

確認年月日

別記様式第 7 号（第 4 関係）

植物検疫確認済
○. ○. ○
○○植物防疫所

別記様式第8号（第4関係）

年 月 日

ジャガイモシロシストセンチュウの確認対象植物等確認実績報告書(〇〇年度)

〇〇植物防疫(事務)所

申請者	住所	植物の種類	確認		問題あり			問題なし		備考
			件数	数量	件数	数量	理由	件数	数量	

(注) 数量の単位は、kgとすること。